

奈良市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年 6 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

奈 監 第 3 6 号
令和 6 年 6 月 28 日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）
月ヶ瀬行政センター
総務住民課 地域振興課
都祁行政センター
総務住民課 地域振興課
(消防局) 消防課 指令課
(教育委員会)
教育部 教育政策課 文化財課 埋蔵文化財調査センター
教育支援・相談課

2 監査期間

令和6年4月12日から同年6月27日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年2月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）

【意見】

地域ふれあい会館の指定管理について、館ごとの収支状況を査閲したところ、収支が黒字で繰越額が多額となっている館もあれば、収支が赤字となっている館もあり、決算状況にばらつきが見受けられた。

地域ふれあい会館の指定管理は、平成26年度から利用料金と指定管理料の併用制となっており、指定管理料は延床面積、利用人数等を基に算定されている。

現状の指定管理料では、館ごとの決算状況に大きな差異があることから、利用料金の収入状況も踏まえ、指定管理料の算定方法の見直しを検討されたい。

また、地域ふれあい会館の光熱水費については、指定管理者管理業務仕様書において市が負担すると定められており、指定管理料に含まれていない。

本来光熱水費は、施設の維持管理業務の主たる費用であることから、光熱水費を含めて指定管理料を算定することも併せて検討されたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課

【意見】

月ヶ瀬地区における地域おこし協力隊において、市の直接雇用と、市の委託事業である地域おこし協力隊関係業務委託での雇用と2種類の雇用形態があった。

それぞれ、地域おこしという共通目的はあるものの、求められている活動内容について、市雇用分は、地域・行政・他関係団体とのリレーション構築や地域資源、地域課題の把握とソリューションの検討等となっており、一方の委託雇用分は、スクールバス及びコミュニティバス車両運行管理業務並びに再生資源の収集運搬業務のスキーム構築等と内容が異なるものとなっている。

所管課の説明によると、両雇用は似て非なるものであり、活動内容の重複や混同はないとのことであるが、活動場所が同じワークショップルームでの従事も多いことから、活動実績の把握が重要となってくる。

しかし、定期ミーティングにより活動報告を受けてはいるものの、活動日報については市雇用分も委託雇用分もいずれも作成されておらず、活動実績の詳細が把握できないため、重複や混同がないことの確認ができない状況となっている。

地域おこしという共通目的達成のため、必要に応じ協力して活動することは理解できるものの、雇用形態を2つに分けるのであれば、その趣旨に即した活動内容であることが必要であると考えます。

このことから、市雇用分及び委託雇用分のそれぞれにおいて、活動日報の記録及び提出を求めるなど、活動実績を適切に把握されたい。

都祁行政センター 地域振興課

【指摘】

予定価格 20 万円以上の施設修繕料 3 件の執行において、緊急を要することから見積書の徴取を 1 者としていた。

これらの修繕は、市道の路面破損という通行上の危険があるなど、緊急を要するものと認められるが、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 18 条の 2 の規定を見ると、施設修繕料の場合、緊急を要するときであっても 2 者以上から見積書を徴さなければならないとされている。

契約規則に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

施設修繕料の執行において、見積書の徴取数が、奈良市契約規則の規定に則していない事例が見受けられた。

また、これまでの定期監査においても、複数の部署で見積り合わせが形式的に行われているのではないかと推察される事例が散見されてきたところである。

施設修繕料における見積書徴取数の現行規定は、予定価格 20 万円以上の随意契約の場合 2 者以上の見積り合わせが必要であり、このことは緊急を要するとき（災害時を除く。）であっても同様である。

前述の事例は、合規性の観点から規定に照らせば不適正な執行と位置付けられるところではあるが、一方で施設修繕料の執行は、概して緊急性の高い内容が多いものと考えられる。

関連規程に沿った適正執行の必要性は言うまでもないが、このような状況に鑑みれば、即時対応が可能でかつ真の適正執行につながるよう、契約制度所管課において、随意契約における施設修繕料の見積書徴取数について、上限額を定めた上で1者以上とすることを検討されたい。

【意見】

所管課が管理する指定管理施設における決算内容の精査状況を確認したところ、指定管理者から決算報告書の提出を受けてはいるものの、その妥当性を確認するための領収書等の証憑書類との突合までは行っていなかった。

このような状況では、指定管理料が対象経費へ適正に執行されたかの判断ができないと考える。

指定管理者から提出される決算内容の精査においては、不正防止及び決算内容の真正性の確保を図る観点から、証憑書類原本との突合を行われたい。

なお、対象費目が多岐に渡るにより全件確認することが現実的でない場合はサンプリングでも良いので、けん制が働くよう効率的かつ効果的に確認されたい。

(教育委員会)

教育部

教育支援・相談課

【意見】

不登校支援事業委託において、2者による見積り合わせにより事業者を決定した後、受託事業者が、同じ見積り合わせに参加した他の事業者に協力を依頼し、他の事業者の関係者がファシリテーターの一人として委託事業に参加していた。

このことについて、明確に禁止する規定はないものの、見積り合わせが適正に実施されたのか疑念を生じさせることから望ましいことではないと考える。

参加の事実について把握した際には、至った経緯や状況について受託事業者から聞き取りを行うなど、参加が妥当であるかどうかを適切に判断し、その理由及び必要性について説明責任を果たされたい。

【複数課にわたる共通意見】

競争入札が原則であるところ1者による随意契約（以下「随意契約」という。）を締結する際の契約相手方の決定について、納税状況や暴力団関係者でないことの確認など、入札参加資格の申請手続に準じた審査を実施していない事例や、随意契約の理由及び妥当性の判断が十分でないと思われる事例が見受けられた。また、契約金額の決定についても妥当性の判断が十分でないと思われる事例が見受けられた。

随意契約は、競争入札の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して結ぶ例外的な契約方法であるため、契約手続の過程を合理的に説明できるものでなければならない。

したがって、当該相手方でないと契約の目的が達成できないことの理由について、抽象的なものではなく、客観的、具体的なものであることが求められる。

また、随意契約には契約保証金の免除規定が設けられており、この理由は契約上の履行が確実であると見込まれていることによるものである。このことから、随意契約は契約相手方が厳選されていることが必須条件であると言える。

これらのことから、随意契約の相手方を本市の入札参加資格者以外の者とする場合においては、奈良市随意契約ガイドラインにもあるとおり、必要に応じ入札参加資格の申請手続に準じた審査を各契約所管課において実施されたい。

その上で、随意契約の理由として、当該相手方が業務の実施能力を有していることについては言うに及ばず、他者では業務の目的が達成できない非代替性についても検討するなど、契約相手方としての適格性について担保されたい。

加えて、契約相手方の適格性が確認された場合においても、契約金額の妥当性については個別の判断が必要となる。

1者であるがゆえ相手方から提示された見積額に依存するところが大きく、唯一無二のものであれば、その妥当性についての判断が困難な場合もあると思われるが、極力類似事例等と比較考量し、契約金額が妥当であることの検証に努められたい。

これらのことにより、随意契約における透明性と公平性を図り、契約手続が公明正大になるよう説明責任を果たされたい。